

議案第 1 0 6 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

区長連絡会会長	年額	80,000 円
区長連絡会委員	年額	50,000 円

」を

「

区長連絡会会長	年額報酬	50,000 円
	出務報酬・1 日	5,000 円
区長連絡会委員	年額報酬	20,000 円
	出務報酬・1 日	5,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。